

第3回 幼児教育・保育部会の質問について

番号	質問	回答
1	見込みの増加は分かったのですが、具体的にそれで定員を増やすためにどのような施設をお考えですか？例えば保育園の定員を増やすとか、幼稚園をこども園にさせるなどの行政指導を行うのでしょうか？	<p>幼児教育・保育の「量の見込み」に対する「提供体制の確保の内容」については、京都市子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育施設」（認定こども園、幼稚園、保育園）と「地域型保育事業」（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の2区分で記載することとなります。</p> <p>この事業計画に基づく定員増については、「教育・保育施設」及び「地域型保育事業」の別で定員増が必要と認められた範囲内において、既存施設による受入枠の増加や事業者からの申請に基づく新たな施設の認可等により対応していくこととなります。</p> <p>なお、既存施設による定員増や他の施設類型への移行（既存施設の移行先については別表のとおり）については、本年6月までに国から示される予定の公定価格等も踏まえ、各施設において御判断いただく必要があります。この公定価格が示され次第、国及び本市において、既存施設への意向確認を行うこととしております。</p>
2	見込の増加が同一行政区（提供地域）内でのものになっており、例えばオフィスの多い四条や京都駅にニーズが出ることは考えないのでしょうか。	<p>実際の施設整備については、近隣で利用できる施設が少ない、勤務先で子どもを預けたいという理由などにより、お住まいの教育・保育提供区域外の施設を利用されるケースが現にあることを踏まえて行う必要があるため、提供体制の確保の内容の検討に当たっては、既に部会においてお示した教育・保育提供区域をまたがった施設の利用状況も十分踏まえる必要があると考えております。</p>
3	今後少子化がますます進む中、増加を見込んでも遠い将来はそれよりへっていくことを考慮しないのでしょうか？	<p>我が国においては、現在、子どもの数が減少しているにもかかわらず、働く保護者の増加等により保育を必要とする児童の数は増加するという状況が生じておりますが、将来的には、この増加も減少に転ずることが想定されます。</p> <p>このため、今後の提供体制の確保に当たっては、新たな施設の整備だけではなく、既存施設による受入枠の増加等の手法も組み合わせ、ニーズの変化に対し臨機応変に対応していくことが必要と考えております。</p>